

# 学校教育法等の一部を改正する法律の概要

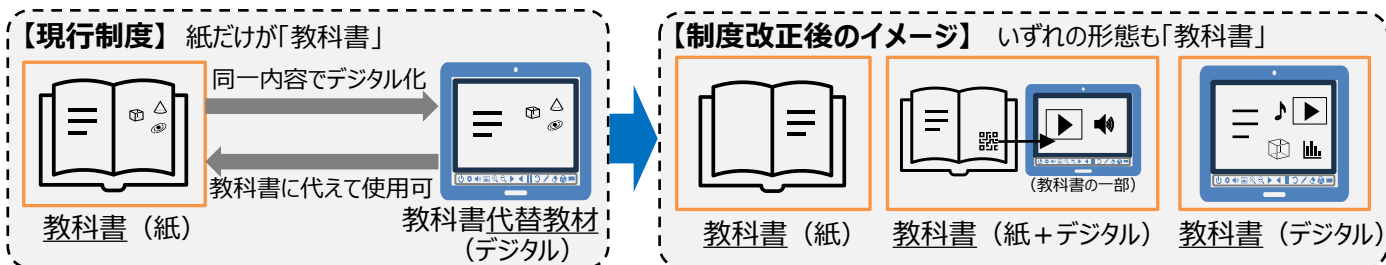
## 趣旨

情報通信技術の進展に鑑み、**教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図る**ため、小学校等において**デジタルな形態を含む教科書の使用を可能とする**とともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 学校教育法の一部改正

- ① 小学校、中学校、高等学校等の授業で**使用しなければならない「教科用図書」**について、紙媒体に限定している「教科用図書」という現行規定を改め、**デジタルな形態を含み得るよう、新たに「教科書」を規定する。**【第34条第1項関係】



- ② ①に伴い、「教科用図書」の内容を電磁的に記録した「教科用図書代替教材」がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、「教科用図書」に代えて「教科用図書代替教材」を使用できる制度を廃止する。【第34条第2項関係】
- ③ 特別支援学校や高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、デジタルな形態を含む教材を使用できることとする。【附則第9条関係】

### 2. 教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正

- 教科書発行義務や保証金の制度等について、**デジタルな形態を含む新たな教科書の発行に対応するため**に必要な措置を講ずる。【第10条、第13条関係】

### 3. 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正

- ① **デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする。**【無償法第1条第1項・無償措置法第2条第2項関係】
- ② デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする措置について必要な事項を定める。【無償措置法第3条から第9条まで関係】

### 4. 著作権法の一部改正

- デジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用等に伴い、**音楽や動画を含む著作物等の公衆送信等の利用に係る権利制限の拡充等**の措置を講ずる。【第33条、第33条の2、第102条関係】

### 5. その他

- 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律について、**デジタルな形態を含む新たな教科書の使用、発行及び無償措置**に関して必要な措置を講ずる。

## 施行期日

令和9年4月1日